

コンサルタント業務実施会社の選定方式についての要望 ～技術（品質）重視の選定方式の強化～

はじめに

- 建設コンサルタントは、社会資本整備（除く建築）に関する、企画立案時の評価検討、調査計画、設計、施工管理、維持管理における点検等、あらゆる段階に携わり、国民の期待に応えることを活動の基盤としている。【別添資料 1 参照】
- 建設コンサルタントに所属する技術者は、平成 7 年度と比較すると、平成 20 年度では 20 歳代の技術者が約 70 % 減と極端に減少している。10 年後には、実務者としての戦力である 40 歳前の技術者が極端に減少することが容易に推測される。

【別添資料 2 参照】

1. 建設コンサルタントに関する現在の選定方式

- 現在の選定方式は、以下の三種類に分類される。【別添資料 3 参照】
 - ・ プロポーザル方式 ・・・ 技術力による選定方式
 - ・ 総合評価落札方式 ・・・ 技術力と価格による選定方式
(技術力のウェートにより、配点比率（価格 : 技術）は 1 : 1、1 : 2、1 : 3)
(平成 21 年度から、従来、価格競争方式で行われていた業務のうち、技術力によって成果に相当程度の差異が生ずる業務を対象に導入された)
 - ・ 価格競争方式 ・・・ 価格による選定方式
- 近年の発注実績を見ると、プロポーザル方式が減少し、総合評価落札方式が増加している。【別添資料 4 参照】

2. 諸外国の動向

- 米国では、ブルックス法（1972年制定）により、連邦政府が建築家やエンジニアと設計契約を行う際には、価格による競争が禁止されている。すなわち能力と資質に基づき事業者を選定した上で、公正で的確な価格で契約することとなっている。
- 世界銀行やアジア開発銀行の海外プロジェクトでは、
 - ①仕様の特定が困難な場合
 - ②サービスの質が最重要視される場合
 - ③大きく異なる方法で実施可能な場合においてプロポーザル方式が採用され、これに該当しない場合は主として総合評価落札方式が採用される。なお、総合評価落札方式における配点比率（価格：技術）は1：4が基本である。
最近では、総合評価落札方式の採用が増加しているが、品質の低下も含めてその問題点も指摘されており、銀行幹部からはプロポーザル方式の拡大が望まれている。
- JICAの有償案件、無償案件では、ODA受入国の発注となるが、主としてプロポーザル方式や総合評価落札方式が採用される。
JICA発注となる技術協力案件においては、プロポーザル方式が基本で、技術評価が僅差（最上位者との技術評価の点差が2.5%以内（推定））の場合には、価格も合わせて評価される。

3. 現在の選定方式の問題点と現行法制度下での対応案

(1) プロポーザル方式

- 総合評価落札方式の導入に伴い、プロポーザル方式が減少傾向にある。
 - コンサルタント業務は、技術力に起因する設計成果の出来・不出来が、当該設計に基づき建設される施設の品質とコストに大いに影響を及ぼすこと、その影響は設計コストの差を大幅に上回ることから、プロポーザル方式を選定方式の基本にする必要がある。
 - 当然、既存の積算資料や、それが無い場合には複数者からの見積りを基に積算すること等により予定価格が設定されることから、費用は適切な範囲内に抑えられる。
- 地域（中小）コンサルタントの育成と受注機会の確保が必要
 - 特別参加枠の導入（実績要件の緩和等）、業務の性格に対応した地域要件の導入強化【別添資料5 参照】
- 技術提案書作成には費用がかかる。【別添資料6 参照】
 - 技術提案書作成費用の一部補てん

(2) 総合評価落札方式

- 落札率は調査基準価格付近に集中している。また、予定価格を大幅に下回る低価格入札も多く発生している。【別添資料7、8、9参照】
 - 価格より技術力による選定を優先する観点から、厳格な技術評価を行うことによる、技術点差の拡大が望ましい
 - 技術力評価のウェートを高めるため、配点比率（価格：技術）における技術点比率の向上（1：1 ⇒ 1：2 ⇒ 1：3）【別添資料10参照】
 - 調査基準価格（都道府県においては最低制限価格）の導入と引き上げ
 - 調査基準価格を下回った場合の品質確保に関する厳格なチェックの実施
 - アジア開発銀行の内部勧告では、「技術評価ができるものの活用」が求められている。

※調査基準価格：当該契約の内容に適合した履行がされることとなるおそれがあると認められる価格。

この価格を下回った入札者に対しては契約内容に適合した履行が可能かどうかを調査した上で、履行可能と認められた場合に落札者とする。

※最低制限価格：当該契約の内容に適合した履行を確保するために最低限必要と考えられる価格。

最低制限価格を下回った入札者は落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- 地域（中小）コンサルタントの育成と受注機会の確保が必要
 - 業務の性格に対応した地域要件の導入強化、地域コンサルタント同士での競争案件の拡大【別添資料5（既出）参照】
- 技術提案書作成には費用がかかる。【別添資料6（既出）参照】
 - 技術提案書作成費用の一部補てん

(3) 価格競争方式

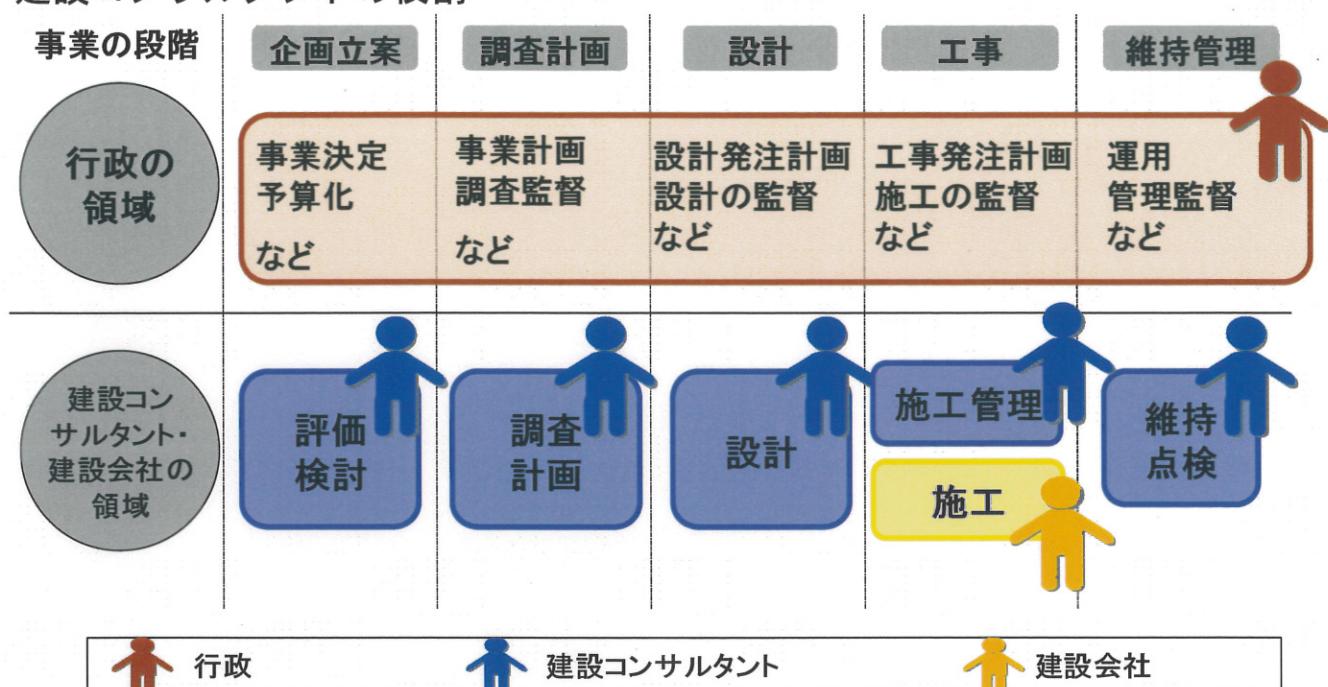
- 落札率は、総合評価落札方式より更に低く、また調査基準価格付近に集中している。更に、予定価格を大幅に下回る低価格入札も多く発生している。
【別添資料7（既出）参照】
 - 調査基準価格（都道府県においては最低制限価格）の導入と引き上げ

4. 現行の法制度に捉われない望ましい方向

- コンサルタント業務は、技術力により、当該設計に基づき建設される施設の品質とコストに大いに影響を及ぼすことから、プロポーザル方式を基本とするべきであると考える。
- 技術力と価格を合わせて評価する総合評価落札方式においても、技術力がより重視されるよう、諸外国の実態も踏まえて、配点比率（価格：技術）は1：4（あるいはそれ以上）を基本とするべきであると考える。
- 発注者の技術力に精粗のある地方公共団体においては、簡易な評価方式を採用した上で、価格競争を極力総合評価落札方式あるいはプロポーザル方式に切り換えることが望ましいと考える。
- 地域（中小）コンサルタントの育成と受注機会の確保のための、特別参加枠の導入（実績要件の緩和等、プロポーザル方式の場合）、業務の性格に対応した地域要件の導入強化、地域コンサルタント同士での競争案件の拡大等の配慮が必要と考える。
- 選定において価格を加味する場合には、調査基準価格（都道府県においては最低制限価格制度）の導入と引き上げを図るべきであると考える。

【別添資料 1】

建設コンサルタントの役割



出典：建設コンサルタント協会作成

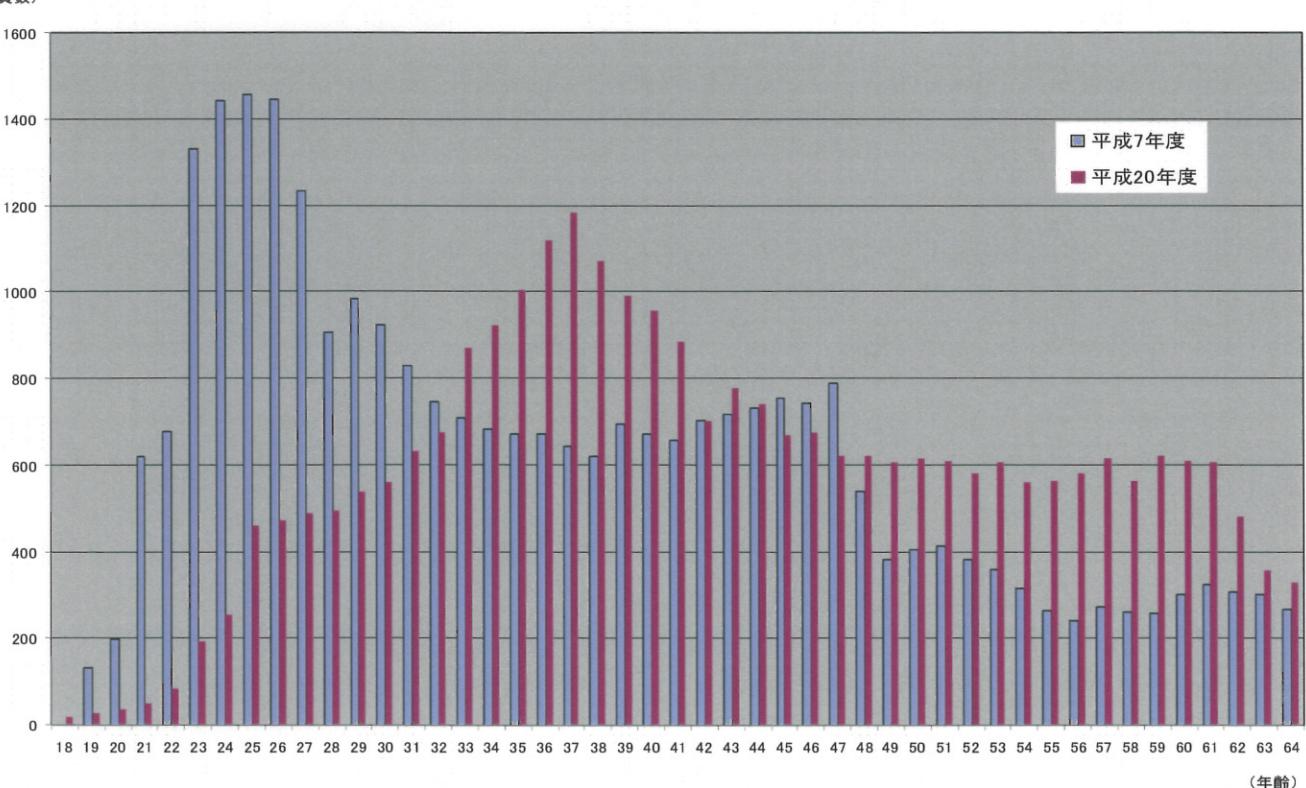
【別添資料 2】

建設コンサルタントの年齢構成

平成 20 年度では、20 代の技術者が極端に減少している。10 年後、実務者としての戦力である 40 歳前の技術者が極端に減少することが容易に推測される。

(職員数)

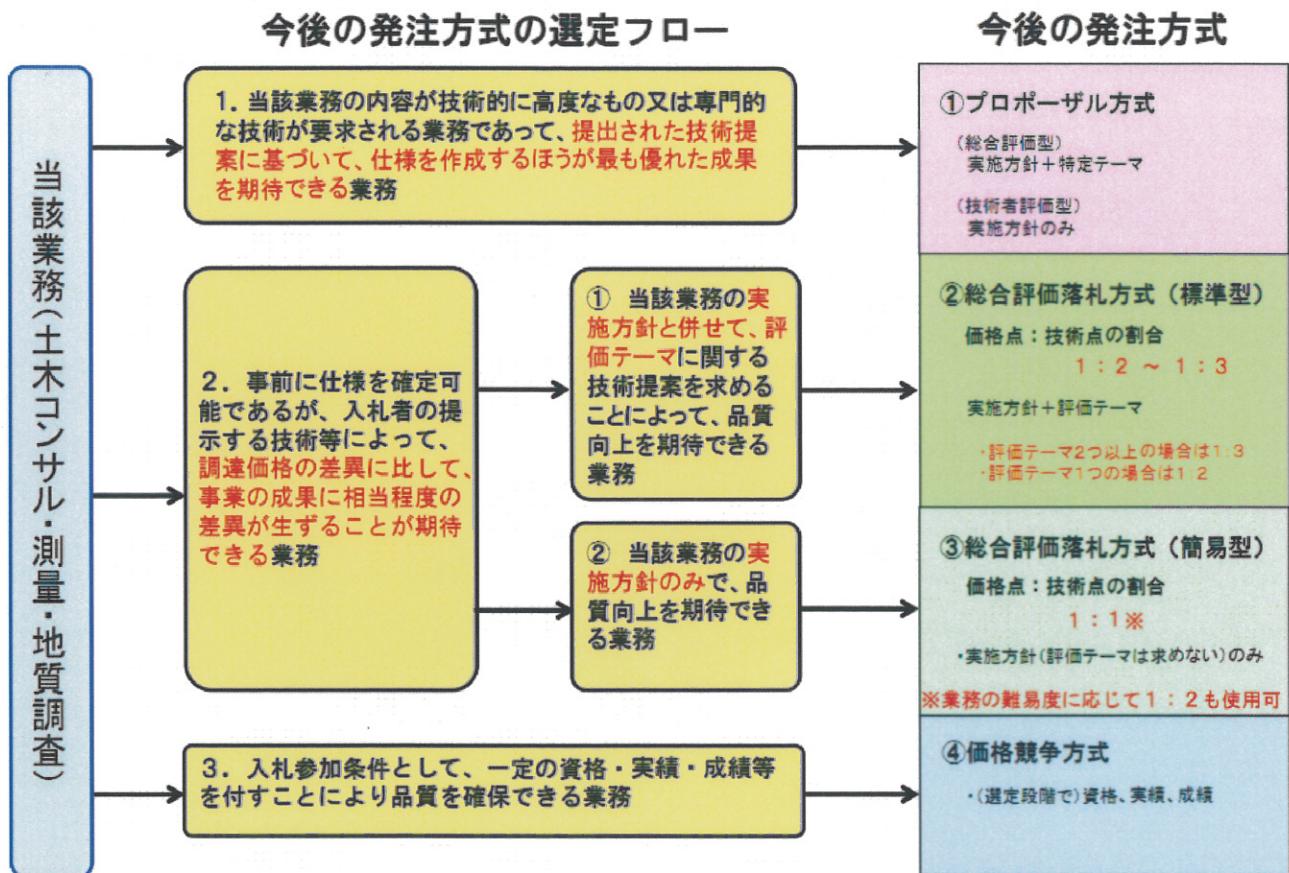
建設コンサルタントの年齢構成



出典:建設コンサルタント厚生年金基金

【別添資料3】

現在の選定方式



出典：建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン

【別添資料4】

9 地整局発注方式別契約件数・構成比の推移（団体除く）

上段: 件数(件)、下段: 構成比

発注方式	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度 (4月～11月)
価格競争	4,212 (43%)	3,782 (43%)	3,748 (38%)	1,258 (25%)
総合評価落札方式	— (—)	— (—)	1,816 (19%)	2,342 (46%)
プロポーザル方式	4,655 (48%)	4,642 (53%)	4,123 (42%)	1,444 (28%)
特命随意契約	926 (9%)	373 (4%)	88 (1%)	43 (1%)
合計	9,793 (100%)	8,797 (100%)	9,775 (100%)	5,087 (100%)

※予定価格100万円以上の土木建設コンサルタント業務に関する数字である(財団・社団等除く)。

※総合評価の内訳数字については次の通りである。

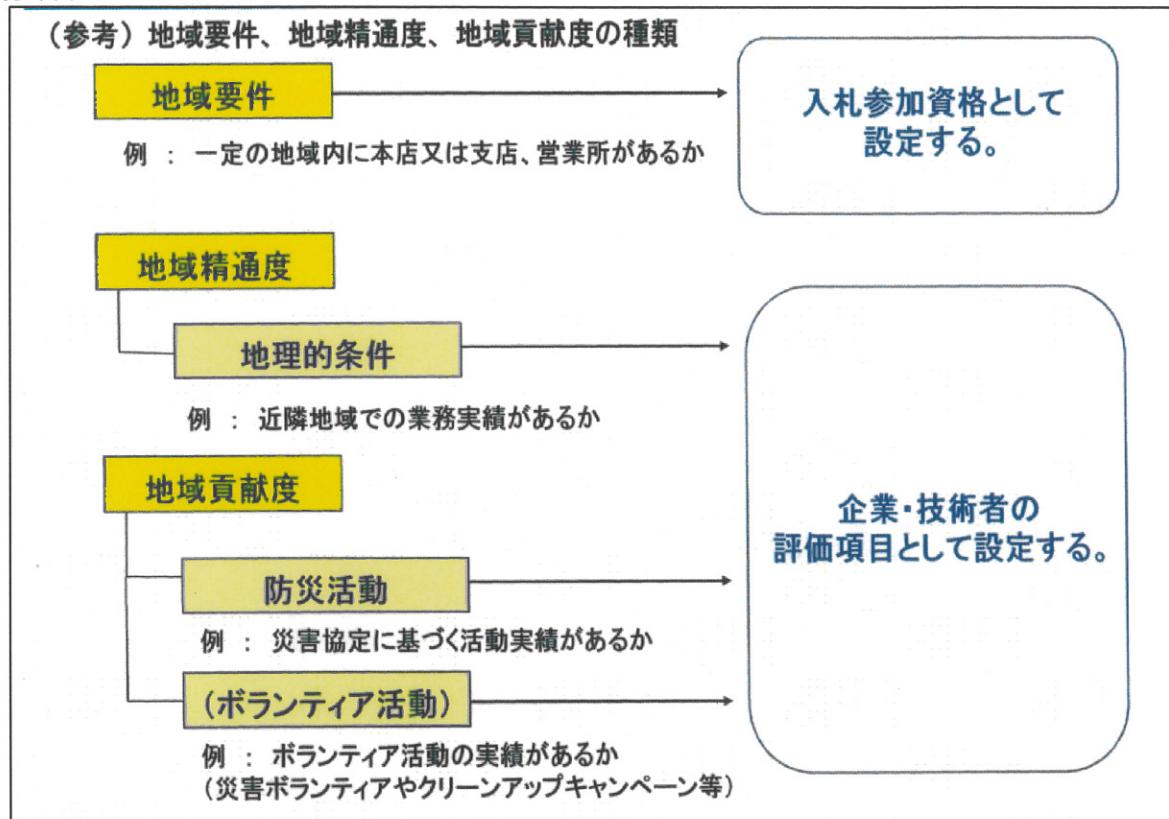
H19～20年度:データ無し H21年4月～6月:北海道局・北陸地整データ無し、それ以外は各地整HP・PPIによる。

H21年7月以降:国土交通省技術調査関係の入札・契約データに基づく。

出典：建設コンサルタント協会調べ

【別添資料 5】

地域要件



⑥地域要件、地域貢献度、地域精通度の設定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における地域要件、地域貢献度等の採用方針について検討

⇒ 地域要件、地域貢献度等の評価方針を明確化することにより、評価の透明性を図る。

→ プロポーザル方式では、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は技術者評価(選定、特定段階)及び実施方針(特定段階)の中で実施する。

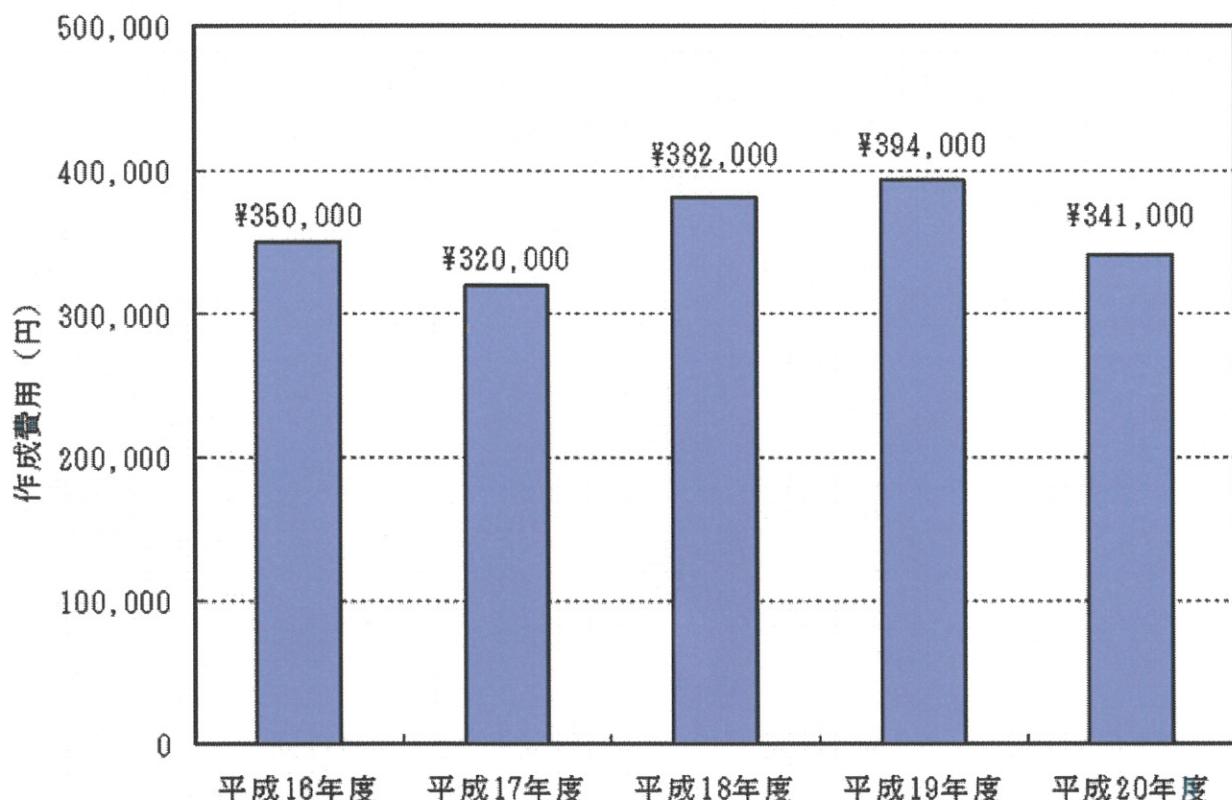
→ 総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じて地域要件を設定する。地域貢献度は災害協定等の締結状況を勘案して、必要に応じて企業の評価(選定段階のみ)の指標とする。地域精通度は技術者評価(選定、入札段階)の指標とする。

	地域要件	地域貢献度 (企業評価)	地域精通度 (技術者評価)
プロポーザル方式	×	×	○ (選定時、特定時)
総合評価落札方式	○ (業務実施可能者数を勘案)	○ (指名時)	○ (指名時、入札時)
価格競争方式(簡易公募)	○ (業務実施可能者数を勘案)	○ (指名時)	○ (指名時)

出典：第7回 国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会資料（2009.4.21）

【別添資料 6】

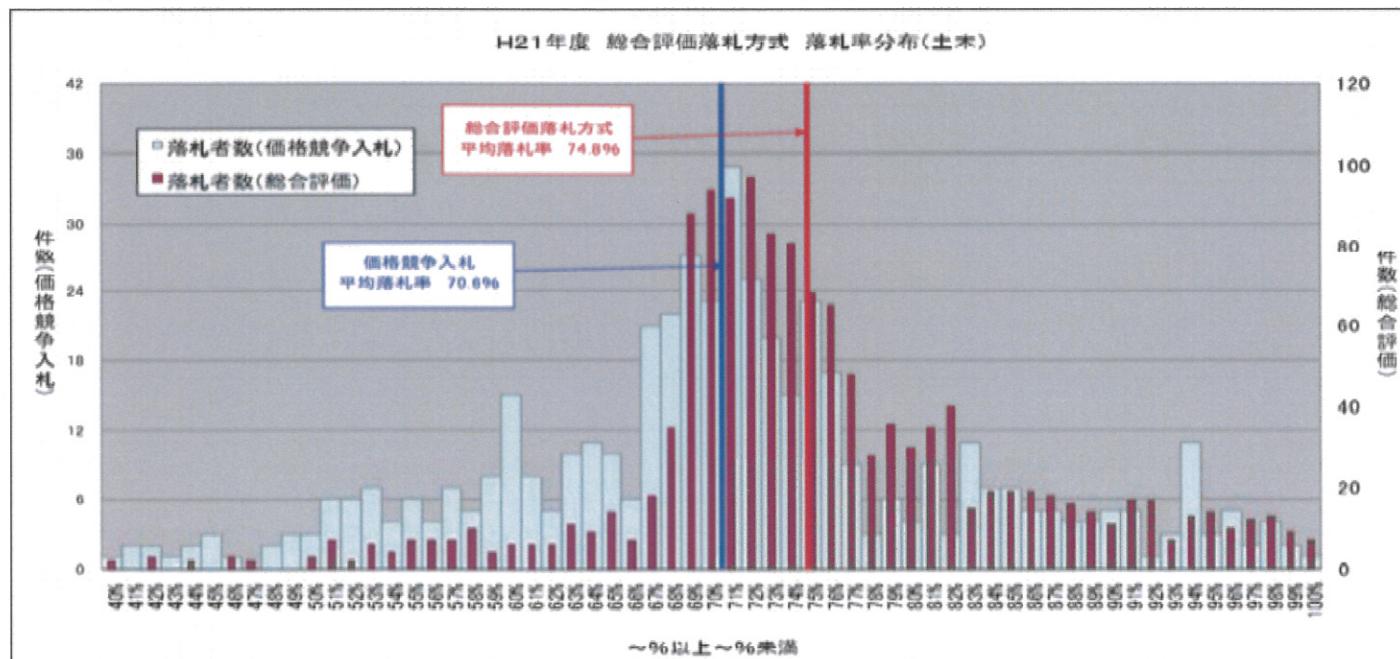
1 件あたりの平均技術提案書作成費用の推移



出典：平成 22 年度建設コンサルタント白書

【別添資料 7】

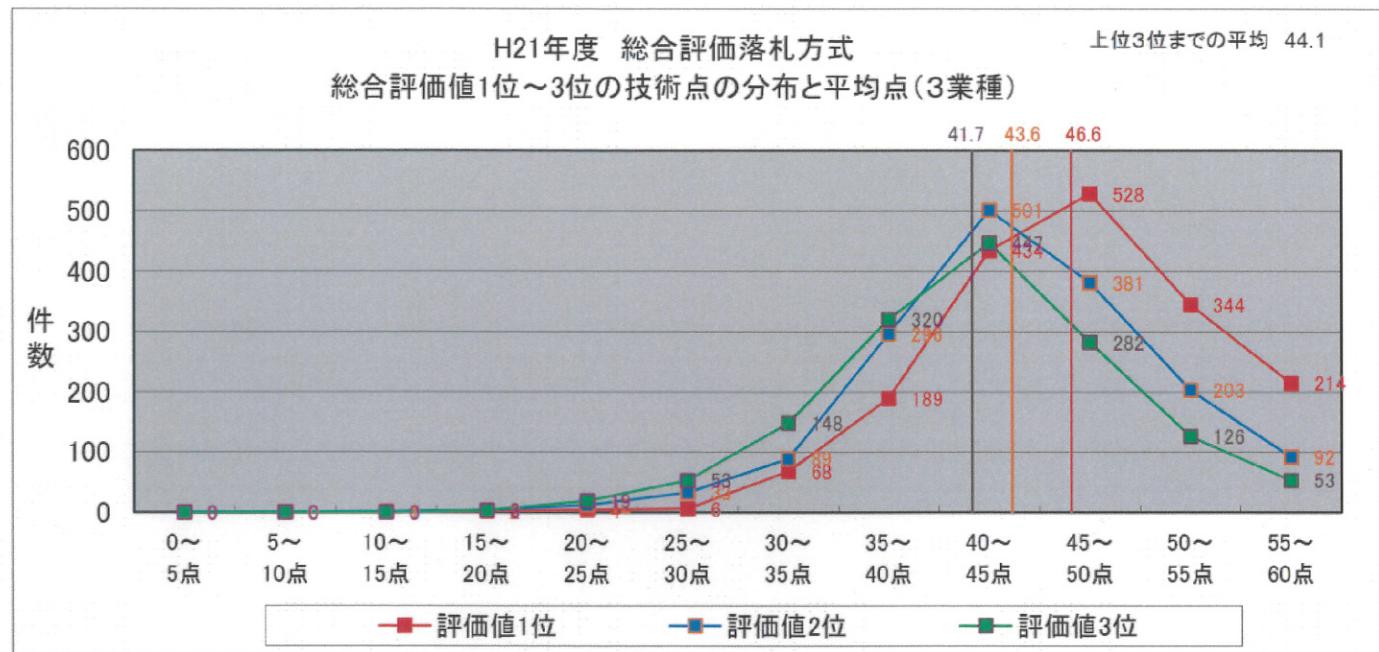
総合評価落札方式の落札率（平成 21 年度）



出典：調査・設計等業務における総合評価落札方式の実施状況（平成 21 年度年次報告）

【別添資料8】

総合評価落札方式の技術点分布（平成21年度）

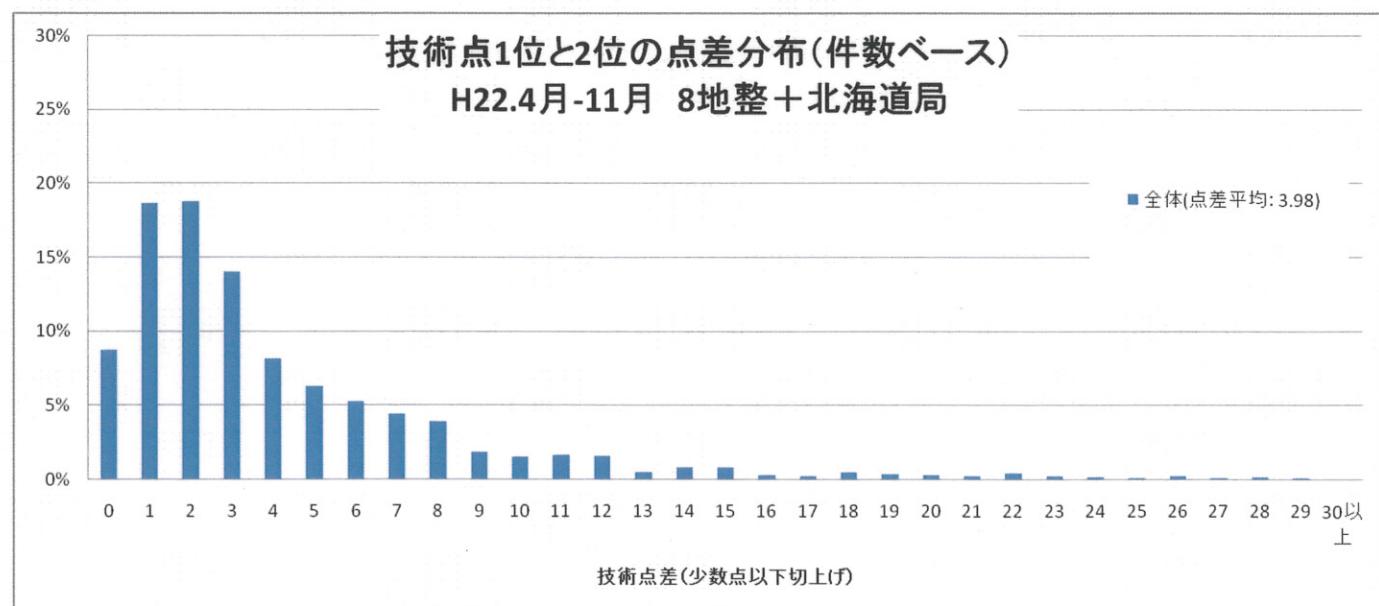


※分析対象は、3業種(土木、測量、地質)、1,789件

出典：調査・設計等業務における総合評価落札方式の実施状況（平成21年度年次報告）

【別添資料9】

総合評価落札方式の技術点1位と2位の点数差分布



出典：建設コンサルタンツ協会調べ

【別添資料10】**総合評価落札方式の配点比率ごとの業務件数構成比**

	配点比率(価格:技術)		
	1:1	1:2	1:3
平成21年度	41%	50%	9%
平成22年度 (4月～11月)	38%	57%	4%

※総合評価の内訳数字については次の通りである。

H19～20年度:データ無し H21年4月～6月:北海道局・北陸地整データ無し、それ以外は各地整HP・PPIによる。

H21年7月以降:国土交通省技術調査関係の入札・契約データに基づく。

出典：建設コンサルタンツ協会調べ

【別添資料11】**公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）****（基本理念）****第3条 2**

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

同7

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。